

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成30年9月12日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 中川 日出和

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

92, 409

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

677, 556

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

## 別表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	258,530
姫路市	139,883
尼崎市	129,151
明石市	83,317
西宮市	132,307
洲本市	12,653
芦屋市	26,723
伊丹市	55,480
相生市	8,459
豊岡市	23,036
加古川市	73,701
たつの市	21,520
赤穂市	13,570
西脇市	11,456
宝塚市	64,601
三木市	21,983
高砂市	25,432
川西市	44,412
小野市	13,264
三田市	31,459
加西市	12,487
篠山市	11,776
養父市	6,841
丹波市	18,117
南あわじ市	13,470
朝来市	8,667
淡路市	12,698
宍粟市	10,823
加東市	10,833
猪名川町	8,597
多可町	5,990
稲美町	8,654
播磨町	9,448
神河町	3,303

市川町	3,556
福崎町	5,218
太子町	9,241
上郡町	4,375
佐用町	4,988
香美町	5,160
新温泉町	4,218